

令和5年度

板橋区虐待対応協力員（会計年度任用職員）採用登録案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく虐待対応協力員（会計年度任用職員）を任用するために実施するものです。

1 採用予定数・勤務場所

採用予定数	勤務場所
1名	板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所） 所在地：東京都板橋区本町 24 番 17 号

※ 板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、令和4年4月に開設しました。

2 職務内容

- （1）相談・通告等に係る初期調査及び緊急受理会議に係る業務
- （2）虐待等ケースの家庭訪問、面接の同行、同席及び調査に係る業務
- （3）一時保護を行う案件に係る業務補助
- （4）児童移送及び通院付添に係る業務補助
- （5）その他前各号に付随する事項

3 受験資格

次の（1）から（4）の**すべての**要件を満たす方

- （1）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者
- （2）次に掲げるもののうち、いずれかに該当する者
 - ア 児童福祉司の任用資格を有する者
 - イ 児童指導員の任用資格を有する者
 - ウ 社会福祉士の国家資格を有する者
 - エ 保育士の国家資格を有する者
 - オ 保健師の国家資格を有する者
 - カ 社会福祉主事の任用資格を有する者
 - キ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク その他アからキに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- （3）虐待対応協力員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- （4）その他事務処理について一定程度の能力を有する者

※ 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。（詳細は最終ページ参照）

4 任用期間

採用日から令和6年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）。

5 勤務条件

- (1) 報酬額 日額 13,382 円（地域手当相当分を含む）
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※ 通勤に係る費用は実費を支給します。（1か月の上限額：55,000 円）
※ この他に基準を満たした場合には、期末手当の支給があります。
※ 原則として翌月 15 日に金融機関口座に振り込みます。
- (2) 勤務日 月 16 日勤務
- (3) 勤務時間（休憩時間を除く）
8 時 30 分から 17 時 30 分までの間で、1 日 7 時間 45 分勤務
- (4) 休憩時間 1 時間
- (5) 週休日 原則、土曜日、日曜日、祝日
※週休日は、勤務表（シフト表）によって、4 週間ごとに定める。
- (6) 休日 祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、その他規則で定める日
- (7) 休暇 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。
- (8) 時間外労働 原則なし（業務の繁忙時期により、発生する場合があります。）
- (9) 加入保険 雇用保険、厚生年金、健康保険
- (10) その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

6 選考方法

書類審査（採用登録申込書による）及び面接により、総合的に判断し、合格者を決定します。面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。受験者全員に選考結果を通知します。
※内定者には、任用の手続き等をお知らせします。

7 申込方法

「板橋区虐待対応協力員（会計年度任用職員）採用登録申込書（兼履歴書）」を郵送又は直接持参で提出してください。

※封筒の表面に「虐待対応協力員採用登録申込」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。なお、普通郵便による事故については、責任を負いません。

※窓口受付は、土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時まで。

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

8 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 援助課 運営係

〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号 電話 03-5944-2374

※問い合わせの際には、「虐待対応協力員（会計年度任用職員）採用登録について」の旨をお伝えください。

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター 1 階総合受付にてお声がけください。

9 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図

【交通アクセス】 都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩 7 分
東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩 20 分
国際興業バス「大和町」下車 徒歩 7 分



【参考】地方公務員法 第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心身耗弱を原因とするもの以外）。